

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (3月28日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	5
議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	8
議案第31号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	9
諸般の報告 .....	12
日程の追加 .....	13
議案第29号及び議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	13
日程の追加 .....	15
議案第31号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	15
日程の追加 .....	17
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	17
閉会の宣告 .....	19
署名議員 .....	19

平成25年第3回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成25年3月28日  
会期 1日間  
閉会 平成25年3月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月28日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第29号及び第30号質疑、総務常任委員会付託 議案第31号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第29号及び第30号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前10時50分	議案第31号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時20分	総務常任委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成25年第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成25年3月28日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成25年3月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成25年3月28日 午後12時20分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 総務課参事兼 大 嶺 実  
係 長

副 村 長 山 城 清 臣 財 務 課 長 山 城 文 子

総務課長兼 島 袋 一 道 企画観光課長 島 袋 幸 俊  
村史編纂室長

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第29号	結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
5	議案 第30号	結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	議案 第31号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第29号	結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第30号	結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第31号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	委員長報告 質疑～表決
4	意見案 第5号	政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書	提案説明 付託省略

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成25年第3回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 安里重和議員及び8番 具志堅朝秀議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約についてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。  
本日は、平成25年第3回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。  
それでは議案を提案いたします。  
議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について  
本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 結の浜公園整備土木工事（その1）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,030万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字喜如嘉1117番地の1  
商号 株式会社 丸孝組  
氏名 代表取締役 前田 孝明

平成25年3月28日提出  
大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） では、議案第29号について補足説明させていただきます。

結の浜には、村立診療所の移転、村営住宅の建設、企業支援施設賃貸工場整備により、人が住み、働く場所として形が見えてきました。今後、余暇を過ごす場として遊具が設置された村民海浜公園やスポーツ施設等の整備が順次進められていきます。結の浜の住民や施設、余暇を過ごす人など、結の浜全体を強風や塩害から守るためには、護岸緑地の整備が急務であります。今回、平成24年度沖縄特別推進交付金を活用し、平成25年度へ繰り越しして整備するものです。事業名として、結の浜公園整備事業。工事概要として、工事名、結の浜公園整備土木工事（その1）。工事場所、塩屋地内。面積2万3,100平方メートル。主な工種として、敷地造成工、擁壁工、安全休養施設工、仮設工です。

工期については、平成25年3月29日から平成25年3月29日までとなっています。このことについては、県が内閣府に確認したところ、繰越手続については国において審査中で、繰越承認日がまだ決まっていません。年度末になるということです。年度をまたいだ契約については一たん年度内の工期で契約を締結し、国の繰越承認後、変更契約で期間延長することとなっています。時期が現在までおくれたことについては、交付金額を最大限に生かすため、他事業の入札残等をこの事業に組み入れてきたためです。

数量等については、説明資料を参考にさせていただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この契約、添付されております契約書の中での工期についてお伺いしたいんですが、さっき課長のほうが内閣府との調整もあるということで29日ということなんですが、9,000万円の仕事を29日から1日でできますか、単純に考えて、執行。今さっき大事なことをおっしゃっているんですよ、国が明繰手続をとられていないのに、何で3月定例会でうちは明繰手続をとったんですか。国が明繰手続をとるんだったら、国との調整できちんとやって明繰手続とらないと、じゃあ国が明繰手続

とらなければ、この事業はどうなりますか。当たり前の話じゃないですか、これ。今の状況からしますと、29日は着工してすぐその日でまた工期の改定契約をやるわけでしょう、おのずから。まずお伺いしておきましょう。この工事概要、工事するための9,030万円、これが基準工期といったらどのくらいかかりますか。お伺いたします。

○ 議長（金城 勇） 参事兼総務係長。

○ 参事兼総務係長（大嶺 実） 今の前田議員の質疑にお答えします。

標準工期なんですけれども、9,000万円余る工事ですから、工事概要にもよりますけれども、大体標準的に10カ月ぐらいは要すると思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 参事が今、標準工期であれば10カ月だとおっしゃっているんですが、これじゃあ、契約するに当たっては繰越明許の手続がとられているわけですから、何で翌年度にわたっての契約はできないんですか。これ可能でしょう。こんな工期1日だという話をこんなしたら、人を食ったような話、ちょっと議会に対して失礼だと思いますよ、こういう工期のとり方は。ほかに方法はないですか、工期の持っていく方は、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） その予算としては繰り越ししていますので、承認されておりますので、年度をまたいで契約することは可能だと思います。ただ、財源元が国の予算ということでもありますので、国のほうからの指導もありまして、年度内での契約をまず締結してもらいたいということの連絡が来ております。それに基づいて今回は年度内で一旦締結して、その後に繰り越ししての変更契約にしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 皆さん、言いわけみたいですよ、それは。国が繰越明許の手続がとられていないのに、大宜味村で繰越明許がとられていると。それ自体ちょっと問題ですよ。じゃあ、繰越明許をやる場合には、当然その財源というのは確保されなければならないですよ。本来、繰越明許というのは現金を添えてなんですよ。だけど、国、県の補助金等については、指令等があった場合には現金とみなされますから繰越明許の手続がとれるというのが財政法上の問題でしょう。じゃあ国が繰越明許をとらなければどうなりますか、これ。これ仮に可決されてやって、事業執行した場合にはどうなりますか。その辺の中身はきちんとやらないとおかしいと思いますよ。それで私、申しわけないんですがね、今、執行部のほうに資料を渡しますよ。これを見ていただいて判断をお願いしたいと思います。議長、ちょっとよろしいですか。

○ 議長（金城 勇） はい。

○ 6番（前田 孝） 議長、続けますよ。今、資料を皆様に提示しているんですが、繰越明許の議決の翌年度にわたる契約の締結というもので、これ財務実務提要ですよ、第1巻。今、皆さんがやっているのはこの答えにあるのは、従来の方法というのです。むしろ従来の方法を変えなさいというのがこれなんですよ。ですから翌年度にわたっての契約も可能じゃないですか、これ。29日、1日だけの契約というのは余りにも人を食ったような話じゃないかなと思っています。この提示している資料を見てどうお考えなのか、そしてもう1点は、この3月定例会で繰越明許の手続がとられたんですが、国の繰越明許の財源確保は確実に皆さん約束できますか。その2点お答えください。それで質疑を終わります。



○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 今、議員から渡された事務提要の内容は前もって調べてはおります。今回ですね、この一括交付金がスタートした時点でもう繰り越しはできるということの回答は得ております。調整してきた中で繰り越しは可能であるということの返事はもらっています。ただ、この承認が、承認日がまだ決定していないというようなこともありまして、今回のような手続となっております。過去にもそういう形での契約はやったことがあると思います。

○ 議長（金城 勇） これで前田 孝議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本件については、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 結の浜公園整備土木工事（その2）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金8,190万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字塩屋897番地  
商 号 有限会社 一円産業  
氏 名 代表取締役 津波 徳正

平成25年3月28日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 議案第30号について補足説明させていただきます。議案第29号と重複する説明は割愛させていただきます。

工事概要として、工事名、結の浜公園整備土木工事（その2）。主な工種として、雨水排水工、舗装

工、4,221平方メートル。修景施設工、安全休養施設、区画線工、撤去工であります。

工期については、議案第29号と同じく、平成25年3月29日から平成25年3月29日となっております。

このことについても、議案第29号で説明したとおりであります。

数量等については、説明資料を参考にさせていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）

平成24年度大宜味村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,985万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成25年3月28日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、3億8,000万円の増額補正でございます。

歳入について説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

13款国庫支出金5,000万円の減額ですが、これは過疎集落等自立再生緊急対策事業の減額分でございます。

17款繰入金4億3,000万円の増額ですが、これは財産形成基金取り崩しの分でございます。

以上でございます。

続きまして、歳出の概要について説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。

2款総務費5,000万円の減額ですが、過疎集落等自立再生緊急対策事業の減によるものでございます。

14款予備費4億3,010万円の減額でありますけれども、これは結の浜企業支援事業補助金の平成24年度内概算払いの確約がとれていないための増額であります。

以上が歳出の主な概要でございます。

また3ページには、繰越明許費補正分を記載しております。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 歳入、6ページをお願いいたします。

13款2項7目総務費補助金の中の7節過疎集落等自立再生緊急対策事業5,000万円、全額減ということになっておりますが、これは3月18日内示があったということなんですよ。3月定例会での場合は、内示はまだないんですけどもということで5,000万円計上しているんですよ、内示はまだでしたよ。そうすると、さっきの話とかいろいろやっていると、内示とか通達、指令というのはどうなっているかさっぱりわからないんですよ。そして、これは大宜味村農山漁村生活研究会と村社協と村商工会と3つに、3団体に補助して活用してもらおうということであったと思うんです。これは全額カットになってみんな大変びっくりしているんです。区長なども緊急に呼ばれて、計画急に作成せんといかんからということでやっていたら、いったいどうなっているんだという話なんですよ。3月定例会で内示がないのに予算計上して人を喜ばしている。今度また、3月18日に内示があったからできませんよと、全額。その予算の見通しというのはどうなっているのかなと思ってですね。みんなあれですよ、この団体もう本当に、皆さんからお話があったということで喜んで、急遽計画書もつくっているんですよ。私も社協の理事なものですから、それでやっていると話が出た場合に、そういう話が出たんですよ、理事会でも。喜んでおりましたよ、あれで、商工会あたりも。これは減になった理由というのは内示があったから5,000万円カットしましたというだけじゃなくて、それに至るまでの経過をちょっと説明願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ただいまの質疑にお答えしていきたいと思っております。

この平成24年度過疎地域等自立活性化推進交付金、国の経済対策の一環として上がってきたものです。こっちとしても非常に準備期間が短く、非常に苦勞したところなんです。3団体に呼びかけしたところ、非常に3団体とも急なものですから難儀していただきまして、恐らく夜も遅くまでもそれに合わせて準備してきたんだろうと思います。この事業の内容からしても、非常に魅力的なものでありますので、村としてもそれを推進していきたいということで、それもまた10分の10の補助があるということ、そのあたりを勘案して、ぜひこれは上げていきたいということになりまして、3月議会で補正してきました。内示がないのということなんです。内示というのは、やはりこの計画した後、例えば平成24年度で計画したものを予算化して、内示が出るのを平成25年の後とか、そういうことだと思っております。計画している段階で予算化するのが当然だと考えております。内示については、沖縄県で1市だけだったということもありまして、県の担当課のほうからも内容的には非常に魅力的なものが提案されていたということも聞いております。ただ、総務省からの内示の、何で落ちたのかとか、そういう内容等はまだ把握しておりません。区長会等にも早目にそういう事業がもし採択された場合には、早目に進めていき

たいということもありまして、区長さん方の協力もぜひ必要ということで、それも急遽集めていただきまして、説明してきました。その中でも、今回も内示に漏れたということも含めて3団体には説明してきたところなんです、当初からこの内示が出た時点で事業は執行するよという事は伝えておりました。また中身についても100%全部が全部採択されるというのはあり得ないだろうということも…、あり得ないだろうということじゃなくて、もしそういうことになった場合に困らないように、また3団体で連携して、どこのものを優先していくかとか、そういうのも含めてやっていこうという調整まではしておりました。3団体には非常に申しわけないと思っているんですが、今後ですね、そういう同じような事業等があれば、ぜひそのあたりも含めて検討して実施ができればなと思っています。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） なぜ2週間足らずで予算可決されたのに、また2週間足らずですぐ減額なってくるかなという疑問が出るんですよね。そこで先ほどの繰越明許の話をしたのもね、やっぱりそれは財源の出所との調整をうんとやらないと、心配だから申し上げるんですよ、それ。皆さん頑張っているのはわかりますよ。万が一とかだったら、こんなだったら困るでしょう。だからその辺ひとつ、予算計上するに当たっては十分配慮していただきたいと思うんですが、それで同じページの繰入金について、ちょっとお伺いいたします。

財産形成基金取り崩し金4億3,000万円は、企業支援のための、施設の工事費ですか。国の額がまだ確定していないからということで、これは北部振興策ですか、そういうことでそのまま予備費に組まれておりますけれども、これも立てかえ払いのものだと思うんですよ。その方法もあるんですが、結局これは当該基金条例に基づいた基金を運用するということも可能ではあると思うんですが、しかしその前に、基金運用した場合に決算上のいろいろな問題が発生するだろうと、それで取り崩しして予備費に一応は立てかえ分として計上しておくということだと思うんですが、基金運用した場合に決算上は赤字決算とかいろいろなってくる可能性があるから、それを回避するためにこういう立てかえの方法をとられていると思いますがね、その点は間違いないでしょうか。それをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 前田議員の質疑にお答えします。

財産形成基金繰入金のほうですね、2月15日の議員連絡協議会でも資料をあげて、シミュレーションしたものをあげたと思うんですけれども、一応今、状況は、経産省と財務省のお話が終わったみたいで、これから係においてくるみたいで、これからまた通知が来るかと思っているんですけれども、これは来たなら、一応、これをやらないと、基金運用とか、そうすると基金運用は3月31日で返さないといけないんです。一借りは5月31日で返します。今、一借りができない、もし5月31日に入った場合に、またこの基金から一時借入れができないんです、今9億円借りていますから、もう限度いっぱい借りているんですよ。その分がありまして、返したらまたここで財政が赤字になるものですから、それをしないために一応基金を取り崩して予備費に組んでいるという状況です。また入ってきましたら、確実にまた次のほうで入ってきて、近い議会で、入ってきた後からの議会で基金にまた戻したいと思っています。以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 関連しますけれども、7ページの過疎集落等自立再生緊急対策補助金5,000万

円、先ほど担当課長から質疑に対して説明がありましたけれども、この5,000万円という数字なんですけれども、各団体の事業で、計画で積み上がったものなのか、その5,000万円という数字がどこから出てきたものなのか、この辺確認したいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） この過疎地域を持っている市町村に5,000万円を限度とすることがあります。それに基づいて5,000万円の分を3団体をお願いして、調整しながら5,000万円の申請をしております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

（午前10時32分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

#### ◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の

報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時36分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時04分）

---

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について及び議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について、委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第29号及び議案第30号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第29号及び議案第30号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第29号及び議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について及び追加日程第2 議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第48号

平成25年3月28日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について	可決 賛成多数
議案第30号	結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について	可決 賛成多数

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第29号及び議案第30号の2件について、総務常任委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、総務課参事及び企画観光課長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を15分繰り下げて10時45分から行いました。

初めに、議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について報告します。

本件は、沖縄振興特別推進交付金事業であり、その予算は平成24年7月、9月、12月及び平成25年1月の議会で議決されております。また、平成25年第2回定例会において、平成24年度一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費として議決されております。

工事の概要は、面積が約2万3,100平方メートルで、敷地造成工、擁壁工、安全休養施設工、仮設工となっております。請負契約金額は9,030万円。契約の相手は株式会社丸孝組で、工期は平成25年3月29日から平成25年3月29日までとなっております。

次に議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について報告します。

本件は、沖縄振興特別推進交付金事業であり、その予算は平成24年7月、9月、12月及び平成25年1月の議会で議決されております。また、平成25年第2回定例会において、平成24年度一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費として議決されております。

工事の概要は、舗装工4,221平方メートル、雨水排水工、修景施設工、安全休養施設、区画線工、撤去工となっております。請負契約金額は8,190万円。契約の相手は有限会社一円産業で、工期は平成25年3月29日から平成25年3月29日までとなっております。

なお、以上2件についての質疑、討論はなく、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第29号 結の浜公園整備土木工事（その1）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第30号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第31号を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第31号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第3 議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 9 号

平成25年3月28日



委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第31号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	原案可決 全会一致

（宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第31号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、財務課長、企画観光課長の出席を求め、本日前午10時50分からの審査予定を25分繰り下げて11時15分から行いました。

議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算は、3億8,000万円の増額で、歳入に過疎集落等自立再生緊急対策事業の国庫支出金の減額、財産形成基金繰入金の増額、歳出に企画費の過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金の減額、結の浜における企業支援施設建設工事等に関連して予備費の増額となっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第31号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されま

した。

---

### ◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま全員発議により意見案第5号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書が提出されました。

お諮りします。意見案第5号を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第5号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

---

### ◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第4 意見案第5号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） それでは意見案第5号の提案説明をいたします。

意見案第5号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書  
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年3月28日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 宮城辰徳 安里重和 具志堅朝秀 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久

賛成者 平良嗣男

提案理由 政府による「主権回復の日」式典開催に対し、強く抗議するため。

政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書

政府は、1952年のサンフランシスコ講和条約発効の日である4月28日を日本の「主権回復の日」とし、式典を開催することを閣議決定した。

沖縄、奄美、小笠原諸島が日本から切り離され、米国による異民族支配が始まった4月28日をわれわれ沖縄県民は屈辱を受けた日として語り継いできた。

政府が沖縄の歴史を直視せず、今頃になって4月28日に「主権回復の日」として政府式典を開催することは、県民を更に愚弄するものであり、断じて容認できない。

米軍は条約発効後、沖縄の住民が暮らしていた土地の強制接収をはじめ、「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、基地の強行建設を行った。

沖縄の施政権は1972年5月15日に返還されたが、県民が望んだ「核抜き本土並み」の米軍基地削減は進まず、日本復帰から41年目を迎える今日でも沖縄に在日米軍専用施設の74%の基地が集中し、過重な基地負担を強いられ、不条理な日米地位協定を押しつけられている。

日米両政府は、県内41市町村や県議会が反対する米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの強行配備に加え、普天間飛行場の名護市への新基地建設を強行に押し込もうとしている。

日米地位協定の改定要求についても、真剣に対米交渉しようとする姿勢が希薄である。

政府が式典の前にまず行うべきことは、沖縄県における米軍基地の差別的な加重負担を全国民と共有し、その負担の解消を図るべきである。

よって、大宜味村議会は、今回の政府主催の「主権回復の日」式典開催決定に対し、強く抗議するとともに、式典開催に対し甘受できないことを表明する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 3月28日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 内閣官房長官。

以上であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第5号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書を採決します。

意見案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

- 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成25年第3回大宜味村議会臨時会を閉会します。  
お疲れさまでした。

(午後12時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員